別表2

第7　各年度ごとの健全化判断比率の見通し

（単位：％）

健全化判断比率 ＼ 年度	計画初年度の前年度（平成20年度）	財政再生計画を策定した年度（初年度）	平成22年度（第2年度）	平成23年度（第3年度）	平成24年度（第4年度）	平成25年度（第5年度）	平成26年度（第6年度）	平成27年度（第7年度）	平成28年度（第8年度）	平成29年度（第9年度）	平成30年度（第10年度）
実質赤字比率	（	（	（	（	（	（	（	（			
	703.60 15.00）	0.00 15.00）	0.00 14.91）	0.00 15.00）	0.00 15.00）	0.00 15.00）	0.00 15.00）	0.00 15.00）	0.00	0.00	0.00
連結実質赤字比率	（ 705.67 20.00）	（ 0.00 20.00）	（ 0.00 19.91）	（ 0.00 20.00）	（ 0.00 20.00）	（ 0.00 20.00）	（ 0.00 20.00）	（ 0.00 20.00）	0.00	0.00	0.00
実質公債費比率	（ 42.1 25.0）	（ 36.8 25.0）	（ 42.8 25.0）	（ 40.9 25.0）	（ 40.0 25.0）	（ 47.2 25.0）	（ 61.0 25.0）	（ 76.3 25.0）	80.1	76.7	74.5
将来負担比率	（ 1,164.0 350.0）	（ 1,091.1 350.0）	（ 922.5 350.0）	（ 891.3 350.0）	（ 816.1 350.0）	（ 748.7 350.0）	（ 724.4 350.0）	（ 632.4 350.0）	747.1	552.1	499.3

（単位：％）

平成31年度（第11年度）	平成32年度（第12年度）	平成33年度（第13年度）	平成34年度（第14年度）	平成35年度（第15年度）	平成36年度（第16年度）	平成37年度（第17年度）	平成38年度（第18年度）	平成39年度（第19年度）	平成40年度（第20年度）	平成41年度（第21年度）
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
68.5	68.9	70.5	72.4	74.3	75.5	76.3	78.7	56.7	35.1	11.6
448.4	422.5	422.7	375.8	325.3	270.7	211.9	166.6	124.9	79.2	34.6

二　健全化法第十条第六項の規定による協議の結果　同意

○財務省告示第百六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年三月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年四月六日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第六百六十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆九千七百六十六億九千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千二百三十三億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　三兆九千八百一億二千九百四十五万九千七百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千二百三十六億六千六百十五万四千五百円

八　最低額面金額　千万円（ただし、最低額面金額を五万円とする省令の改正があった場合、その施行の日から五万円とする。）

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十九年三月六日